

◎新潟県告示第736号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年7月22日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アルプス ビジネスクリエーション	魚沼市小出島1177	株式会社アルプス ビジネスクリエーション南魚沼店	南魚沼市六日町801 - 9	令和7年5月31日
株式会社クレアメ ディコ	長岡市緑町1丁目38番 地283	訪問看護ステーションさわやか苑小千谷	小千谷市本町1丁目 6番13号	令和7年2月28日